

平成31年由仁町議会第1回定例会 第2号

平成31年3月14日(木)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員(10名)

議長	10番	熊林和男君	副議長	9番	吉田弘幸君
	1番	羽賀直文君		2番	早坂寿博君
	3番	加藤重夫君		4番	後藤篤人君
	5番	浮田孝雄君		6番	佐藤英司君
	7番	大竹登君		8番	井村勇夫君

○欠席議員(0名)

◎開議 午前 9時31分

◎開議の宣告

- 議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。
よって、本日の会議は成立いたしましたので、これから会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 井村君、9番 吉田君を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（熊林和男君） 日程第2、一般質問を行います。
一般質問においては、1名の議員から通告されております。
質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

- 7番（大竹 登君） 私は、2点について町長にお尋ねをしたいと思います。
1点目は、財政運営についてであります。平成31年度当初予算総額では、一般会計46億2,966万7,000円を含む総額82億5,708万4,000円となっております。予算編成方針では、国は平成31年度の地方財政計画において地方税の増収などによって地方の財源不足が大幅に縮小されたものと判断し、地方交付税の上積みをしたものの、国と地方で折半する財源不足分を解消したとして臨時財政対策債発行額では交付税の増額分を上回る減額を行ったと述べられております。国は平準値をもとに算定を行ってきますから、財源に余裕のある自治体は生き残れますが、財源にゆとりのない当町の場合、なけなしの基金から2億6,961万円の繰り入れで当初予算を組んだこととなります。このままでは、財政力の弱い自治体から財政破綻に追い込まれかねない状況となるものと思われま。財政健全化のため、あらゆる努力をしながら住民が最低限の生活ができるインフラと社会保障の整備のため、国が地方交付税の増額を初め財源確保に責任を果たすことを強く求めるべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員のご質問にお答えをいたします。

人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間の格差にかかわらず、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう、国は翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込み額に関する書類であります地方財政計画を通じて、地方交付税や地方債などによって地方のいわゆる自治体運営の財源保障をしているところであります。最近の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行などによって社会保障関係費が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体として抑制基調にあり、

当町の歳入の約5割を占める地方交付税も減少傾向にあります。国は、経済財政運営と改革の基本方針2018、少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現、いわゆる骨太の方針におきまして地方の歳出水準につきましては国の一般歳出の取り組みと基調を合わせつつ、交付団体を初め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額で平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同じ水準を確保するとしておりまして、平成31年度の地方財政計画では一般財源総額で平成30年度を上回る額が確保されました。しかし、地方税の増収などを理由に地方交付税と臨時財政対策債の合計額では実質的に前年度を下回る結果となったものであります。

地方財政計画は、地方公共団体の全体の見込み額から決定されているため、個々の地方公共団体の財政状況とは異なるものであります。主な要因としては、財政力の弱い当町では地方税の増収を見込むことができないこと、また過去に立ちおけていた社会資本整備のための財源として多額の地方債を発行しており、平成13年度であります。この地方債の償還期間の延長を柱とする借り入れ条件の変更を行ったことなどによりまして、現在も多額の公債費の償還が続いていることから、地方財政計画との乖離が生じており、当町は非常に厳しい財政運営を強いられているところであります。財政運営に当たりましては、財政健全化のため徹底した歳出削減と歳入確保に努めているところであり、当町の貴重な自主財源の一つであります。例えばゴルフ場利用税市町村交付金につきましても、廃止に向けた動きが見受けられるなど予断を許さない状況にあります。この制度の存続を求めるゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟にも加入いたしまして、この制度の存続に向けて積極的な活動を行うなど、財源確保の取り組みを行っているところであります。大竹議員ご指摘のとおり、今後も機会のあるごとに国に対して市町村の行政サービス、財政運営のために財源確保の責任を果たしていただくことを要求してまいります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 今答弁がありましたけれども、やはり基本的な認識が国と地方自治体の実態の間で私は乖離があるのかなど。国は、財源不足が大幅に縮小したという、そういうふうには、もちろんいろんな資料を見ますと地方交付税に頼らないでやれる自治体やら、それから財政調整基金が非常に潤沢な自治体も一部にはありますけれども、それは極めて大都市圏に限られているように考えます。そういう点から見ますと、本来でいいますと地方交付税は基準財政需要額と基準財政収入額との不足分を国が制度として保障していくと。全国のどこの自治体も最低限のインフラと社会保障は賄われていくという仕組みがだんだん、やはり財源に余裕のあるところはまずそれを使ってしまってからと。財源的に余裕のないところの償還分の一定部分は従来どおり見てくれますけれども、独自の対応とか、さまざまなその地方によってやらなければならないものについては平準的な考え方からカットしてくると。そういうことで、だんだん大変な状況になってくると思います。個々の内容については、予算審査の中で審査をさせていただきたいと思いますが、一層の努力をしていただくとともに、財政危機に対する相当強い危機的な認識を持たなければ

ば、このままの状況では乗り切るといことが極めて難しい状況がここ何年かのうちに訪れるのではないかと、そんな懸念もいたしますので、その辺の見通しについてちょっともう一点お答えをいただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の再質問についてお答えをさせていただきますが、まさに議員のご指摘のとおりでございます。現在の由仁町の置かれている財政状況が非常に厳しいということは、私が4年前に就任したときからいろいろな場面で町民の皆さんに訴えてまいりました。私ども行政は、町民の皆さんにきちんと説明責任を果たすと、そういった義務を負っておりますので、これは今年度の予算においても同様でございます。町民の皆さんにしっかりと町の財布についてどういう状況なのかということ、そして将来はどうなるのかということをもまずは説明をして、ご理解を求めていかなければならないと思っております。私どもは、これまで4年間でございますが、事務事業評価ということで、さまざまな視点からこれまで実施してきた事業の見直しでありますとか、それからたくさん抱えております公共施設の維持管理含めまして、どの施設を残すべきか、あるいは事業を廃止すべきですとか、こういったものも多角的に検討してまいりました。また、歳出を抑制するだけではなくて、歳入の確保、どうやって必要な資金を調達するかということも必要でありますので、知恵を絞って補助金の導入を進める、あるいは一つの例ですけれども、ふるさと納税、積極的に進めていく、町が所有しております利活用の資産の売却などを進めてまいりまして、もうある程度の資産、もう残す資産も少なくなってきたところでございますが、これからも手を緩めないで続けてまいりまして、やれるところまでまずはやる。そして、町民の皆さんに理解を求め、場合によっては町民の皆さんに負担を求めていかざるを得ない状況になるかもしれません。まずは、できるだけのことを力を尽くしてやっていくという考えでいるところであります。

先ほども申し上げましたが、この国に対する財源の確保の要望につきましては、これはもう私どもだけで要望活動を続けて実現できるものではありません。どこの市町村、基金の額において差はありますが、置かれている状況は私は同じだと考えております。他の自治体とも連携、共同してまた国に積極的に要望活動を続けていきたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 危機感を持った一層の取り組みを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2点目は、国民健康保険税の引き下げについてお尋ねをいたします。今全国的に高い負担となっている国民健康保険税の引き下げを求める取り組みと運動がさまざまな形で提起され、行われてきていると聞いております。由仁町におきましても介護保険制度導入以来、国の負担割合が減る中で自治体と受益者の負担は増大をしております。国民健康保険加入者は、農業者、自営業、無職の人などどちらかといえば生活弱者と言われる階層区分の人

たちが多く含まれております。所得は低くても医療費がかかればそれを負担し合うのが保険制度ですから、国保の場合、全国平均で所得の1割を超える他の保険制度より際立って高い保険料となっております。せめて協会けんぽ並みに引き下げてほしい、切なる訴えの声も寄せられております。独自の軽減措置をとる自治体もありますが、国や道に対し国民健康保険税の引き下げのための財源保障を強く求めるべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

我が国の医療保険制度は、国民皆保険のもと国民全員が医療を通じて安心、安全な生活を送ることができるよう保障した制度でありまして、国民健康保険事業につきましては昭和13年7月に、これは旧法であります。国民健康保険法の施行により開始されたものであります。その後、昭和34年1月に現在の法律が施行されまして、サラリーマンなどが加入をする被用者保険制度以外の自営業者、定年退職者や高齢者などが加入し、市町村や国保組合が運営している事業がスタートしたところであります。この事業の運営に要する費用は、保険給付費のほか後期高齢者支援金、介護納付金などありますが、その財源は被保険者から徴収する保険税、あるいは保険料のほか、国、北海道、市町村の公費などで賄われております。保険税、保険料の算出につきましては、必要な保険給付費などをもとに、公費負担とともに必要額を算出し、その率を定めており、当町では所得割、資産税割、世帯平等割、被保険者均等割の4方式を採用しているところであります。

議員ご指摘のとおり、国民健康保険における保険税の負担につきましては、加入者層が低所得者である高齢者が中心のため、この階層への負担が高くなる傾向と同時に、そのもととなる保険給付費も高くなるという構造的な問題を抱えておりまして、保険基盤安定制度によって保険税軽減措置などに対する財政支援が行われているところであります。当町におきましても、農業者の社会保険への移動、他保加入であります。社会保険への移動によって同じような状況により、また保険給付費におきましても平成28年度までは高医療費指定市町村となっていたことから、特定健診や重症化予防活動などの医療費適正化に積極的に取り組んできたところであります。しかしながら、その一方で、未受診者、健診を受けていただいていない方、これらの方の発病したときには既に重症化になっているというような状況も見られまして、高医療費増加の要因ともなっているところであります。国では、これらの課題を解消する目的で持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律を平成27年5月に制定し、事業安定化のための保険者努力支援制度や低所得者への保険料軽減措置の支援拡充措置が行われております。また、運営につきましては、このたびの法律改正により都道府県化、都道府県が主体となって市町村と連携する体制となり、保険税、保険料、保険税率につきましても平成35年に北海道179市町村が統一される予定で、今後の保険給付費の推移を見ながら、当町の保険料についても見直しが必要であると考えているところでございます。

議員ご質問の国、北海道に対して国民健康保険税、国民健康保険料の引き下げのための

財源保障を求めることについてであります。例年国民健康保険団体連合会が各保険者から事業運営に対する意見の取りまとめを行いまして、国民健康保険団体連合会、北海道町村会とともに国や北海道に要望をしているところであります。平成30年度は、健康保険制度の一本化に向けた抜本的な改革の実現ということで、医師、看護師等の確保対策、さらに地域医療を充実すること、自治体病院に対する支援の拡充強化に対することなどの要望が行われておりまして、その中におきましても国民健康保険財政の安定のために国庫負担の拡充強化として、まずは国保財政の基盤強化を図る公費への財政支援の拡充と保険料が上昇する保険者への激変緩和措置を行うこと、さらには国保改革に伴う法改正及びシステムの開発、改修等の経費についても市町村の負担増を招かないことなどの要望を行っているところであります。議員ご質問の保険料の引き下げについてであります。これらとあわせて低所得者に対する負担軽減策の拡充、あるいは特定世帯、あるいは特定継続世帯に対する保険料の軽減についても同時に財政措置を講じることを要望していることでありまして、さきの法律による支援とあわせて今後とも国、北海道に対して必要な要望を続けていく考えであります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 社会保障制度で新しい制度が導入されるたびに保険料を納めて負担もふえる、そういう現象になる。例えば介護保険制度が導入されたときの国民健康保険、由仁町における国民健康、これは制度上のあれでありますけれども、の上限限度額は53万円でございます。現在は、八十数万円のレベルまで、約6割保険料が上昇をしております。そういう普通は保険を納めると国保そのものはかかった料金の一定額で1割負担、2割負担、3割負担というふうになるのですけれども、国保料金に今度は新しい制度がつくられたことに対する負担金がふえていって、どんどんと保険料がふえていくというシステムになっています。その割合が他の保険加入者に比べると非常に負担割合が高い。特に由仁町、恐らく大まかな数字ですけれども、加入者の7割は年収200万円以下の世帯ではないかというふうに思われます。今全国都道府県知事会等でも均等割分の削減を行うことを国に求める動きとか、財政に余裕のあるところは独自に均等割制度を廃止し、低所得者の子供のいる世帯などに対しても、未成年者の子供にまで税でいえば非課税となるような対象の世帯も軽減はありますけれども、保険料を賦課しなければならないという、そういうシステムにもなっているようですので、その辺の実態なんかもよく調べて、由仁町のような、非常に国保加入者所得の低い方も多いわけですから、都市部の加入者に比べるとやはり収入はかなり低くなるという。医療費がかかれば所得が低くてもやはりそれはみんなで負担をしなければなりませんから、負担が大きくなる、そういつて全道で一律化されても、基本的にはその地域でかかった医療費はその地域の保険加入者が大筋においては払うということになりますから、由仁町の所得の低い人が医療費が高くても札幌の収入の多い人がそれを補ってくれるというシステムには、なかなかそこまではならないというようになるのだと思いますので、その辺由仁町の実態がやはり私は過疎で高齢で医療費がかかって、収入の低い、そういう地域ほど負担もまた重いという傾向にあるのではないかと

ふうに考えておりますので、その辺を含めた今後の十分な対応を考えていただきたいという事を申し上げて、答弁につきましては先ほどの町長の答弁で、今後いろんな機会に、これは由仁町だけでできるものとできないものもありますので、検討していただきたいということで質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第2、一般質問を終わります。

済みません。大変寒いと思いますけれども、空調施設がちょっと調子悪いものですから、傍聴者の皆さんにも苦勞させてしまいましたが、よろしく願いいたしたいと思います。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日3月15日から3月19日まで休会とし、3月20日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡いたします。

3月20日の会議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦勞さまでした。

◎延会 午前10時03分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

8 番議員 井 村 勇 夫

9 番議員 吉 田 弘 幸